

社会福祉法人北都福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北都福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の額)

第3条 役員等に支給する報酬は、別表1で定める額とする。

(報酬の支払い方法等)

第4条 役員等の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に一か月以内に振り込むものとする。

2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(その他費用) (役員報酬により支払われるものを除く)

第6条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費(宿泊費を含む)については職員旅費規程を準用するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

別表1 役員等の報酬

報酬

	報酬
理事	10,000 円
監事	10,000 円
評議員	10,000 円

※1回の出務に対する額（出張、研修、監査等を含む）

（附 則）

（1）この規程は、令和6年 4月 1日から適用する。